特別支援学校における教育の在り方検討委員会の報告書の概要について

特別支援教育課

○平成20年11月、鳥取県教育審議会から答申が出され、それを受けて、「特別支援学校における教育の在り方」に係る検討委員会を設置して検討

<特別支援学校における教育の在り方検討委員会 委員15名>

.__.__

<検討内容>

- I 高等特別支援学校等について
- Ⅱ 発達障がい教育拠点について

I 高等特別支援学校等について

「高等特別支援学校」、「分校・分教室」の大きく二つの設置形態について検討

くまとめ>

「高等特別支援学校を早急に県内に1校設置する」必要があると考える。

1 特別支援学校(知的障がい)高等部の現状及び課題

- ・生徒数の増加及び障がいの多様化
- ・県内の特別支援学校卒業生の就職率は全国平均を下回っている状況
- ・現在ある特別支援学校(知的障がい)高等部では軽度の知的障がいの生徒が増加
- ・現在の特別支援学校(知的障がい)では、職業教育を中心とした学校体制の構築が困難
- ・最近の就職先となっている職種や職場で必要な能力や技能の修得させる施設や設備が不足

2 高等特別支援学校等の必要性

- ・「働く」ことへの意識・意欲の向上
- ・一人一人の実態に応じた教育の充実
- ・学習環境の整備の充実
- 保護者の要望への対応

3 高等特別支援学校設置とした考察等

<教育的見地からの考察>

- ・専門学科を設置する等、質の高い教育を行う専門的な学校が必要
- ・充実した指導体制を構築するためには高等特別支援学校が効果的
- ・県内特別支援学校の職業教育の核となり、県全体の職業教育を推進する学校が必要

<意向調査・説明会における保護者の考えや意見>

・職業的に自立した生活をめざす専門性の高い教育や、充実した施設・設備の中での教育への 高い期待と、早期実現を望む声

<全国の状況>

- ・26の都道府県・政令指定都市で高等特別支援学校が設置
- ・充実した施設・設備や高い専門性のもと、高い就労率を維持

4 設置場所並びに設置規模、設置方法

- ・設置場所については、遠距離通学及び通学困難な生徒への配慮から寄宿舎の設置検討
- ・設置規模については、今後の生徒数の推移等を踏まえて検討
- ・設置方法については、既存の県有施設の改修等による活用が適当

5 設置学科及び教育課程

- ・「職業学科」を設置
- ・教育課程については、3点の基本方針に基づき、具体的な教科等は今後の検討課題
 - a 職業生活や家庭生活、資格取得を支える基礎的学力の習得
 - b 職業生活や社会生活に必要な豊かな人間性の育成及び健康と体力の維持増進
 - c 時代のニーズに応じた職業的・専門的知識、技能及び態度並びに社会で働く力の育成

6 施設・設備

・職業教育の充実を図り、職業的自立や社会的自立を促すための施設・設備が必要

Ⅱ 発達障がい教育拠点について

くまとめ>

「<u>発達障がい教育拠点(通級指導教室)を東部圏域及び西部圏域に拡充する</u>」 必要があると考える。

1 小中学校等における発達障がいのある児童生徒等の指導・支援に関する現状と課題

- ・発達障がい児の増加に伴う支援の重要性の高まり
- ・通級指導教室が未設置の町村に対する支援が必要
- ・発達障がいのある中学生、高校生への指導・支援が十分でない実態

2 発達障がい教育拠点(中部圏域 倉吉養護学校「レインボー」)における取組

- ・小中学校等における支援の定着や広がりの促進
- ・自閉症を中心とした発達障がいのある児童生徒への指導に関する情報提供
- ・家庭や地域との連携とその活かし方の研究・実践の蓄積
- ・高等学校への支援や二次障がい軽減への対応

3 発達障がい教育拠点の東部圏域・西部圏域への拡充

- ・指導の場(通級指導教室等)をつなぐ拠点が必要
- ・東部、西部圏域での通級指導教室設置状況は十分ではなく、定期的に専門的な指導が必要
- ・二次障がいを引き起こしている児童生徒への対応
- ・通級指導教室未設置の町村に在籍する児童生徒への支援

4 特別支援学校に設置する意義

・知的障がいを伴う自閉症のある児童生徒の指導について積み上げた研究実践

5 今後の課題

・発達特性を理解し、ニーズに対応できる専門性のある教員の養成及び配置